

洲本市新庁舎広告付き案内地図等設置業務 特記仕様書

1 募集内容

(1) 業務名称

洲本市新庁舎広告付き案内地図等設置業務

(2) 設置場所

洲本市本町三丁目4番10号

洲本市役所新庁舎1階ロビー内

「洲本市役所新庁舎平面図」(別紙1)参照

(3) 業務内容

洲本市役所周辺案内図及び庁舎案内図(以下「案内図」という。)を作成し設置する。
なお、その案内地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができるものとする。

(4) 設置期間

設置期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、洲本市において行政財産の使用許可の期間を更新することが適当であると認める場合は、引き続き、その期間(1年間)の更新を申請できるものとする。なお、更新を含めた使用許可の期間は、5年を限度とする。

(5) 貸付面積

貸付面積は、横(幅)3,180mm 奥行700mm程度とする。

(6) 案内地図

- ①案内地図は、縦(高さ)2,000mm、横(幅)3,180mm、奥行き(厚さ)700mm程度の大ききさで作成し、電気亜鉛メッキ鋼板加工に焼付塗装(色は契約後協議)を施したものと同程度の仕様とする。
- ②案内図は、周辺案内地図と庁舎案内図で構成され、インクジェットフィルム又はカラーコットンフィルムを乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込む形、又はそれと同程度の視認性及び表現力を発揮するようにすること。
- ③案内図枠の角が鋭利にならないように加工すること。
- ④案内図は可動式とすること。
- ⑤照明はLED内照式とし、調光器により明るさの調整ができるようにすること。
また、タイマー等により電照時間を自動抑制できることとし、手動スイッチによる電源オン/オフも容易にできるようにすること。
- ⑥案内図下部には、パンフレットスタンドを設置すること。
- ⑦周囲と調和のとれた意匠にすること。

(7) 周辺案内地図

- ①周辺案内地図は、案内地図本体に収まり、市内全域及び市役所新庁舎周辺地図の構成

とすること。

- ②国土地理院の 2,500 分の 1 の地図をベースに作成すること。
- ③公共施設及び災害時の避難場所等を分かりやすく表示すること。
- ④全体的に利用者がみやすい配色デザインとすること。
- ⑤周辺案内地図上に所在する広告主の表示を行うことができる。

(8) 庁舎案内図

- ①庁舎案内図は、本市提供の資料をもとに設置事業者で作成すること。
- ②大きさは、縦（高さ）1,200 mm、横（幅）が 950 mm程度の大きさで作成すること。
- ③上記「案内図」のほか、庁舎各階に掲示の庁舎各フロア案内図（別紙 2 参照）を作成すること。

(9) 広告枠及び広告基準

- ①広告主の広告を表示することができる。（写真、名称、所在及び電話番号）
- ②周辺案内地図上に所在する広告主の表示を行うことができる。周辺案内地図上に広告主の所在を表示する場合は、周辺案内地図上の地点と広告枠の広告がを見つけやすいよう番号等で一致させておくこと。
- ③案内地図本体内で収まる大きさで作成すること。
- ④①の広告基準（掲載できないもの）は次のとおりとする。
 - ・政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
 - ・公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - ・必要以上に消費者の購買欲等をそそると思われるもの
 - ・社会問題等についての意見広告であるもの
 - ・名刺広告及びこれに類すると思われるもの
 - ・貸金業等、いわゆる「町の金融」に関するもの
 - ・市民の健康上好ましくないと思われるもの
 - ・医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）等に抵触するもの
 - ・あたかも市が推奨していると思われる表現のもの

(10) その他

- ①製作、設置、移設及び撤去等に関する一切の費用は、設置事業者が負担すること。
- ②破損、汚損及び公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行い、必要に応じて修正するなど常に正確な発信をすること。また、一年に 1 回以上は、案内地図、庁舎内案内図及び庁舎各フロア案内図全体を張り替えること。ただし、本市が張り替える必要がないと認めた場合はその限りでない。

- ③案内地図上の広告主の表示や広告枠の掲載内容については、提出予定の10営業日前までに見本を洲本市へ提出承認を得ること。
- ④「広告に関する一切の責任は、広告掲載者に帰属します。また、洲本市が推奨するものではありません。」などの表示をすること。

2 契約締結及び行政財産使用料等の納入等

- ①案内地図の設置においては、洲本市公有財産規則（平成18年洲本市規則第54号）に基づき、本市に行政財産使用許可申請書を提出した上で、本市と契約を締結するものとする。
- ②本市が発行する納入通知書により、行政財産使用料等を期日までに全額納付するものとする。
- ③使用料等は、行政財産使用料と広告料と電気使用料とする。

$$\text{使用料等} = \text{行政財産使用料} + \text{広告料} + \text{電気使用料}$$

ア) 行政財産使用料

案内地図の設置面積に応じて、洲本市行政財産許可使用に関する使用料条例（平成18年洲本市条例第61号）に基づき算出する額とし、1平方メートル当たり年間22,054円とする。1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{行政財産使用料} = \text{使用面積} \times \text{土地・建物使用基準額} (22,054 \text{円}/\text{m}^2)$$

イ) 広告料

事業者が提案する見積り金額による広告料に相当する額とする。

$$\text{広告料} = \text{提案する見積額}$$

- ④電気を使用する場合の電気使用料は、機器の消費電力に応じ算出した額とする。

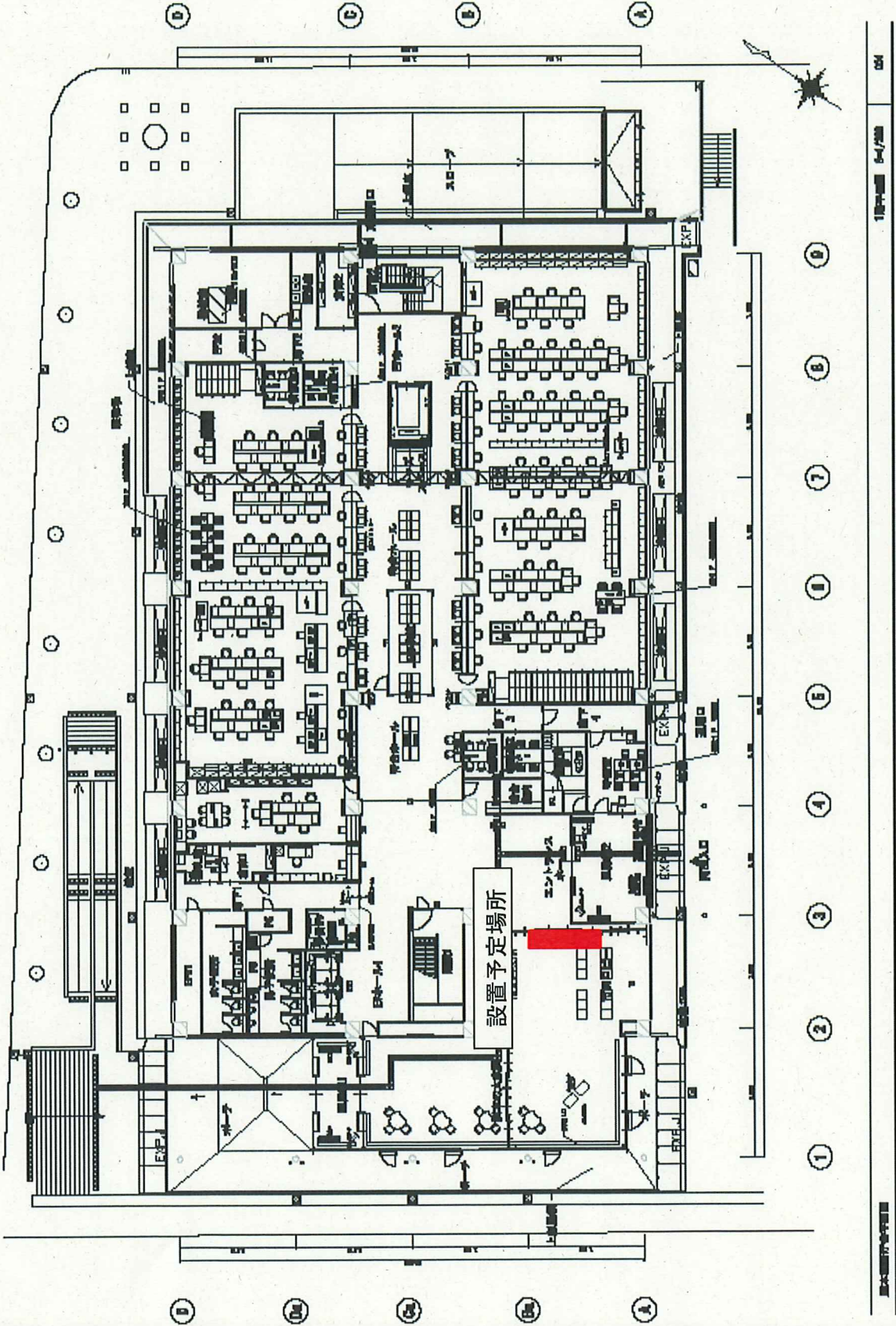
$$\text{電気使用料 (実費分)} = \text{年間消費電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

- ⑤事業者の広告主の募集が不調に終わった場合においても、納入された広告料は変換しない。ただし、本市の責めに帰すべき理由で案内地図及び広告等を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

3 その他

- ①事業者は、広告主の募集、決定、広告物等の事前確認、広告物の掲載、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うものとする。
- ②本市は、広告主又は広告内容について適切でないと認める事由が生じたときは、広告の中止を指示できるものとする。
- ③本市の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。

- ④業務の実施にあたり、疑義が生じたときは両者が協議してこれを解決するものとする。
- ⑤この特記仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。



庁内各フロア案内図 規格

別紙2

階 数	作成サイズ (単位 : mm)	備 考
1階 北玄関	900 × 996	
1階 南玄関	900 × 900	
2階 西エレベータホール前	900 × 970	
3階 西エレベータホール前	900 × 970	
4階 西エレベータホール前	900 × 970	
5階 西エレベータホール前	900 × 970	
6階 西エレベータホール前	900 × 970	